

# 益田市新事業チャレンジサポート事業補助金について

## 1. 概要

### (1) 趣旨

- 本市の産業振興をはかることを目的に、既存事業の拡大及び新分野への挑戦（業種転換を含む）など新たなチャレンジを行う事業者への支援
- 益田商工会議所、美濃商工会、金融機関等の産業支援に関わる機関と連携して重点的な支援を行う。

### (2) 交付対象者

- 中小企業基本法に規定する事業者であること
- 市税の滞納がないこと
- 島根県企業立地促進条例（平成4年島根県条例第23号）による認定の対象となる者については、これを除くものとする。

### (3) 補助対象経費

- 対象経費は、事務所の設置・整備及び事業拡大に要した経費（家賃、設備費、備品購入費等）、販路開拓に要した経費（委託料、需用費、役務費、旅費等）
- 申請日以降であれば事前着手を認め、4月1日からの経費も対象とする。
- 補助限度額は1,000千円/件とする。
- 対象経費の5分の4以内を補助するが、国県の支援を受けている場合は算出した額よりその額を除外する。（ただし、千円以下は切捨て）

### (4) 補助金の交付申請

- 申請時に、商工団体等が発行する確認書を添えて、提出する
- 消費税は対象経費から除くこと
- 申請の件数が一定数に満たない場合等、必要と認めるときは申請の追加募集を行うことが出来る

### (5) 補助金の交付決定

- 審査会（申請者によるプレゼンテーション）を開催し、意見を諮る
- 審査基準に基づき、審査を行い評価の順位をつける
- 予算の範囲内で補助金の交付対象者を決定する

## 2. 申請期日

令和6年7月31日（水）17時必着です。

締め切りを過ぎますと申請できませんので余裕をもってお手続きください。

### 3. 審査会について

#### (1) 日時

令和6年8月21日(水)です。詳細は、別途ご案内いたします。

#### (2) 審査員

益田市、島根県、しまね産業振興財団、島根県保証協会

#### (3) プレゼンテーションについて

- ・時間はプレゼンテーション10分、質問応答10分の計20分としています。
- ・プロジェクターのみ用意しますので、パソコン等は持参して頂きますようお願いいたします。
- ・参加者は3名以内とします。(認定支援機関職員、パソコン操作員を含む)  
なお、認定支援機関職員の同席も認めます。
- ・提出された申請書並びにプレゼンテーションの説明内容を審査員が審査項目に基づき審査を行いますので、これを考慮し、自己紹介、動機、事業概要は必ずご説明してください。
- ・審査結果は、申請者全員に通知し、市公式ウェブサイトにおいても公表します。

#### (4) 審査項目について(※補助金交付要綱第5条関係)

審査項目	審査基準
実施体制	(1) 実施体制、経営状況等 (2) スケジュール (3) 資金計画の妥当性 (4) 販売計画の将来性
実現可能性	(1) 課題設定、解決策の有効性 (2) 課題解決策の実現性 (3) 雇用創出の効果
その他	(1) 本市における事業の新規性 (2) 地域産業への波及効果

#### (5) 注意事項

- ・プレゼンテーションの資料は原則、パソコンを持参するもしくは、紙で印刷したものを持参するようにしてください。
- ・パソコンを持参する場合はHDMI対応のパソコンでお願いします。
- ・例年のことではございますが、申請締切日から審査会までの期間が短い為、早めに申請及びプレゼンテーションの準備をお願いいたします。
- ・その他、当事業に対してご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

問合せ先  
〒698-8650 益田市常盤町1番1号  
益田市産業経済部産業支援センター  
担当 藤原  
TEL: 0856-31-0341 FAX: 0856-22-0437  
MAIL: tomoya-fujihara@city.masuda.lg.jp

## 申請事務流れ

### ①事前相談、ヒアリング

認定支援機関（商工会議所、商工会、各金融機関等）が申請及び事業計画書の作成をサポートします。

↓

### ②申請書を提出

申請書の他に次の資料の提出が必要となります。

- ・事業計画確認書（様式第2号）：認定支援機関（商工会議所・商工会・金融機関）が記載
- ・直近の決算書（既に事業を行っている申請者のみ）

※申請書提出後に補助金の対象となる事業を開始することが可能です。

↓

### ③審査会開催

8月21日（水）に審査会を開催します。詳細は申請者に個別で案内します。

審査会終了後、予算の範囲内で交付者を決定いたします。

審査会の結果は益田市公式ウェブサイトに掲載いたします。

↓

### ④交付決定通知書の送付

※採択者は、事業の進捗状況を確認する為、市の担当者が1度フォローアップに伺います。  
（事業の状況などによっては何度かお伺いする場合がございます。）

↓

### ⑤実績報告、補助金請求書の提出

実績報告書の他に、次の資料の提出が必要です。

- ・見積書（単価5万円以上のものは相見積書が必要）
- ・契約書（単価30万円以上のものに限る）
- ・納品書等の費用を支払ったことが分かる書類（振込伝票、口座の写しなど）